

平成二十八年法律第百十号

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条～第五条）
第二章 民間あつせん機関の許可等（第六条～第二十二条）
第三章 養子縁組のあつせんに係る業務（第二十三条～第三十六条）
第四章 雜則（第三十七条～第四十三条）
第五章 罰則（第四十四条～第四十七条）
附則
第一章 総則

（目的）

この法律は、養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組あつせん事業が果たす役割の重要性に鑑み、養子縁組あつせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、民間あつせん機関による養子縁組あつせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あつせん機関による適正な養子縁組あつせんの促進を図り、もって児童の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 児童 十八歳に満たない者をいう。
- 二 養親希望者 養子縁組によつて養親となることを希望する者をいう。
- 三 養子縁組のあつせん 養親希望者と児童との間の養子縁組があつせんすることをいいう。
- 四 養子縁組あつせん事業 養子縁組のあつせんを業として行うことをいう。
- 五 民間あつせん機関 第六条第一項の許可を受けて養子縁組あつせん事業を行う者をいいう。
- （児童の最善の利益等）

2 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんは、児童の福祉に関する専門的な知識及び技術に基づいて児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するように行われなければならぬ。

2 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんは、可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、行われなければならない。

（民間あつせん機関及び児童相談所の連携及び協力）

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんについては、当該民間あつせん機関及び他の民間あつせん機関及び児童相談所は、児童の最善の利益に資する観点から、養子縁組のあつせんに必要な情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（児童等の個人情報の取扱い）

民間あつせん機関は、その業務に関し、児童、児童の父母（児童の出生により当該児童の父母となるべき者を含む。以下同じ。）、養親希望者その他の関係者の個人情報（以下この条において「児童等の個人情報」という。）を収集し、保管し、又は使用するに当たつては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で児童等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的的範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 民間あつせん機関は、児童等の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

（許可）

第二章 民間あつせん機関の許可等

（許可）

国、都道府県及び市町村以外の者は、養子縁組あつせん事業を行おうとするときは、当該養子縁組あつせん事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

三 養子縁組あつせん事業を行う事業所の名称及び所在地

四 第三十六条第一項の規定により選任する養子縁組あつせん責任者の氏名及び住所並びに経歴

五 その他内閣府令で定める事項

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人にあっては、定款その他の基本約款を記載した書類

二 養子縁組あつせん事業の実施方法を記載した書類

三 養子縁組あつせん事業を行う事業所ごとの書又は損益計算書その他の当該申請に係る養子縁組あつせん事業を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする書類であつて内閣府令で定めるもの

四 申請者の財産目録、貸借対照表、収支計算書

五 養子縁組のあつせんに係る手数料を徴収する場合にあつては、当該手数料の算定の基準を記載した書類であつて内閣府令で定めるもの

六 その他内閣府令で定める書類

（許可の基準等）

第七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

一 養子縁組のあつせん事業を行うのに必要な経理的基礎を有すること。

二 養子縁組あつせん事業を行う者（その者が法人である場合にあつては、その経営を担当する役員）が社会的信望を有すること。

三 申請者が社会福祉法人、医療法人その他の内閣府令で定める者であること。

四 養子縁組あつせん事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。

五 営利を目的として養子縁組あつせん事業を行おうとするものでないこと。

六 脱税その他不正の目的で養子縁組あつせん事業を行おうとするものでないこと。

七 個人情報を適正に管理し、及び児童、児童の父母、養親希望者その他の関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

八 前各号に定めるもののほか、申請者が、養子縁組あつせん事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

九 都道府県知事は、前条第一項の許可のための審査に当たつては、内閣府令で定めるところにより、養子縁組のあつせんに係る手数料の額その他養子縁組のあつせんに係る業務にあらかじめ関係者に対しても知らせることができるものとして内閣府令で定める事項に応じ、情報の提供を行わなければならない。

（手数料）

第十条 都道府県知事は、第六条第一項の許可をしたときは、内閣府令で定めるところにより、養子縁組のあつせん事業を行う事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

対しては、第六条第一項の許可をしてはならない。

一 心身の故障により養子縁組あつせん事業を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

四 この法律、児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めたものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

五 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に著しく不適当な行為をした者

六 第十六条第一項の規定により養子縁組あつせん事業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

七 営業に申し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

八 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

九 第十六条第一項の規定により養子縁組あつせん事業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

十 営業に申し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

十一 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十二 第十六条第一項の規定により養子縁組あつせん事業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

十三 営業に申し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

十四 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十五 第十六条第一項の規定により養子縁組あつせん事業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

十六 営業に申し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

十七 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十八 第十六条第一項の規定により養子縁組あつせん事業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

十九 営業に申し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

二十 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

二十一 第十六条第一項の規定により養子縁組あつせん事業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

二十二 営業に申し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

二十三 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

二十四 第十六条第一項の規定により養子縁組あつせん事業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

二十五 営業に申し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

二十六 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

二十七 第十六条第一項の規定により養子縁組あつせん事業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

二十八 営業に申し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

二十九 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

2 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、
養子縁組あつせん事業を行う事業所ごとに備え
付けるとともに、関係者から請求があつたとき
は提示しなければならない。

3 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡
失し、又は当該許可証が滅失したときは、速や
かにその旨を都道府県知事に届け出て、許可証
の再交付を受けなければならない。

(許可の条件)

第十二条 第六条第一項の許可には、条件を付
し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、第六条第一項の許可の趣旨に
照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実
施を図るために必要な最小限度のものに限り、
かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課す
こととなるものであつてはならない。

(許可の有効期間等)

第十三条 第六条第一項の許可の有効期間は、当
該許可の日から起算して三年とする。

2 前項に規定する許可の有効期間（当該許可の
有効期間についてこの項の規定により更新を受け
たときは、当該更新を受けた許可の
有効期間）の満了後引き続き当該許可に係る養
子縁組あつせん事業を行おうとする者は、許可
の有効期間の更新を受けなければならない。

3 都道府県知事は、前項に規定する許可の有効
期間の更新の申請があつた場合において、当該
申請が第七条第一項各号に掲げる基準に適合し
ていると認めるときは、当該許可の有効期間の
更新をしなければならない。

4 第二項の規定によりその更新を受けた場合に
おける第六条第一項の許可の有効期間は、当該
更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日か
ら起算して五年とする。

5 第六条第二項及び第三項、第七条第二項並び
に第八条（第六号を除く。）の規定は、第二項
に規定する許可の有効期間について準用
(変更の届出)

第十三条 民間あつせん機関は、第六条第二項各
号に掲げる事項（内閣府令で定めるものを除
く。）に変更があつたときは、遅滞なく、その
旨を都道府県知事に届け出なければならない。
この場合において、当該変更に係る事項が養子
縁組あつせん事業を行なう事業所の新設に係るも
のであるときは、当該事業所に係る事業計画書
その他内閣府令で定める書類を添付しなければ
ならない。

2 都道府県知事は、第一項の規定による届
出をする場合において、当該届出に係る事項が
許可証の記載事項に該当するときは、内閣府令
により、当該新設に係る事業所の数に応じ、許
可証を交付しなければならない。

3 民間あつせん機関は、第一項の規定による届
出があったときは、内閣府令で定めるところ
により、当該新設に係る事業所の数に応じ、許
可証を交付しなければならない。

第十四条 民間あつせん機関は、養子縁組あつせ
ん事業を廃止したときは、遅滞なく、内閣府令
で定めるところにより、その旨を都道府県知事
に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、第六
条第一項の許可は、その効力を失う。
(改善命令)

第十五条 都道府県知事は、民間あつせん機関
が、その業務に關しこの法律又はこの法律に基
づく命令の規定に違反した場合において、当該
業務の適正な運営を確保するため必要がある
と認めるときは、当該民間あつせん機関に対
し、当該業務の運営を改善するために必要な措
置を講ずべきことを命ずることができる。
(許可の取消し等)

第十六条 都道府県知事は、民間あつせん機関が
次の方のいずれかに該当するときは、第六条
第一項の許可を取り消すことができる。
一 第八条各号（第六号を除く。）のいずれか
に該当しているとき。
二 この法律若しくはこの法律に基づく命令の
規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反
したとき。

三 第十一条第一項の規定により付された許可
の条件に違反したとき。

2 都道府県知事は、民間あつせん機関が前項第
二号又は第三号に該当するときは、期間を定め
て養子縁組あつせん事業の全部又は一部の停止
を命ぜることができる。

第十七条 民間あつせん機関は、自己の名義をも
つて、他人に養子縁組あつせん事業を行わせて
はならない。
(帳簿の備付け等)

第十八条 民間あつせん機関は、内閣府令で定め
るところにより、養子縁組のあつせんに係る業
務に関する事項で内閣府令で定めるものを記載
した帳簿を備え付け、これを保存しなければな
らない。

第十九条 民間あつせん機関は、第六条第一項
の規定により第六条第一項の許可を取り消され
たとき、第十二条第二項の規定による許可の有
効期間の更新を受けなかつたときは又は養子縁組
の帳簿を、都道府県知事又は他の民間あつせ
ん事業を廃止しようとするときは、内閣
府令で定めるところにより、その保存に係る前
条の帳簿を、都道府県知事又は他の民間あつせ
ん機関に引き継がなければならぬ。

2 前項の規定により同項の帳簿の引継ぎを受け
た民間あつせん機関は、内閣府令で定めるところ
により、その帳簿を保存しなければならぬ。
(事業の廃止)

第二十条 民間あつせん機関は、内閣府令で定め
るところにより、養子縁組あつせん事業を行な
う事業ごとの養子縁組あつせん事業に係る事業
報告書を作成し、都道府県知事に提出しなけれ
ばならない。
(事業報告)

第二十一条 民間あつせん機関は、その行う養子
縁組のあつせんに係る業務の質について、自ら
評価を行うとともに、内閣府令で定めるところ
により、評価機関（養子縁組のあつせんに係る
業務についての評価を行う機関として内閣府令
で定める者をいう。）による評価を受け、それ
らの結果を公表しなければならない。
(業務の質的評価等)

第二十二条 国又は地方公共団体は、民間あつせ
ん機関を支援するため必要な財政上の措置、
養子縁組のあつせんに係る業務に從事する者に
対する研修その他の措置を講ずることができる。
(民間あつせん機関に対する支援)

第二十三条 民間あつせん機関は、児童の父母以外の
つせんに關し、児童の父母、児童の父母以外の
者で児童を現に監護するもの、養親希望者、児
童等を支援するため、これらの者に対し、専門
的な知識及び技術に基づいて、面会の方法によ
り相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他
の援助を行うものとする。
(養親希望者による養子縁組のあつせんの申込
み等)

第二十四条 民間あつせん機関は、養親希望者か
ら養子縁組のあつせんの申込みがあつた場合に
おいて、その申込みの内容が法令に違反すると
き又は当該養親希望者による児童の監護が著し
く困難若しくは不适当であることが明らかであ
るとときは、その申込みに係る契約を締結しては
ならない。

2 民間あつせん機関は、養親希望者から養子縁
組のあつせんの申込みがあつたときは、次に掲
げる事項を、内閣府令で定めるところにより、
確認しなければならない。

一 養親希望者の氏名、生年月日、性別及び
住所

二 養親希望者の同居人がある場合にあつて
は、当該同居人の氏名、生年月日及び性別並
びに養親希望者との関係

三 養親希望者の職業、収入及び経歴

四 養親希望者の居住する住宅の状況その他家
庭の状況

五 その他内閣府令で定める事項

2 民間あつせん機関は、あらかじめ、養子縁組
のあつせんの申込みをする養親希望者に対し、
内閣府令で定めるところにより、養子縁組のあ
つせんに関する手数料の種類及び額を明示しな
ければならない。

3 民間あつせん機関は、児童の父若しくは母（児
童の出生により当該児童の父又は母となるべき
者を含む。）又は児童の父母以外の者であつて児
童についての監護の権利を有するもの（児童の出
生により当該児童についての監護の権利を有する
者となるべき者を含む。）から児童のためにする
養子縁組のあつせんの申込みがあつたときは、正
当な理由がなければ、その申込みに係る契約の締結を拒んで
はならない。

2 民間あつせん機関は、児童のためにする養子
縁組のあつせんの申込みがあつたときは、次に掲
げる事項を、内閣府令で定めるところによ
り、確認しなければならない。

一 養子縁組のあつせんの申込みをした者の氏
名、生年月日及び住所並びに児童との関係

二 第二十七条第七項から第九項までの同意が撤回されたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、児童と養親希望者との間で養子縁組が成立する見込みがないこと等により、縁組成立前養育を継続させることが相当ないと認めるに至ったとき。
 (養子縁組の成否等の確認)

第三十条 民間あつせん機関は、その行つた養子縁組があつせんに関し、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 養子縁組を成立させるために必要な手続の一開始の有無

二 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否

三 前号の養子縁組が成立した場合において、その成立の日から六月間における当該養子縁組に係る児童の監護の状況その他内閣府令で定める事項

(縁組成立前養育の中止に伴う児童の保護に関する措置)

第三十一条 民間あつせん機関は、第二十九条第五項の規定により養親希望者に対して縁組成立前養育の中止を求めたときは、養親希望者から児童の引渡しを受けて、当該児童についての監護の権利を有する者に引き渡すこと、児童相談所に児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告を行うことその他の児童の保護のための適切な措置を講ずるものとする。
 (都道府県知事への報告)

第三十二条 民間あつせん機関は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に掲げる事項を、その事由が生じた日から一月以内に、都道府県知事に報告しなければならない。

一 養親希望者との養子縁組のあつせんに係る契約の締結

二 号に掲げる事項

二 縁組成立前養育の開始

第三号から第五号までに掲げる事項、第二十五回第二項各号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項

三 第二十九条第五項各号に掲げる事項その他の内閣府令で定めている場合に限る。) 当該事由の内容その他内閣府令で定める事項

四 養子縁組を成立させるために必要な手続の確定

開始第二号に掲げる事項(縁組成立前養育が行われていない場合に限る。) その他内閣府令で定める事項

五 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定

当該養子縁組の成否その他内閣府令で定める事項

2 民間あつせん機関は、養子縁組の成立の日から六月が経過したときは、その経過した日から一月以内に、第三十条第三号に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

3 民間あつせん機関は、その養子縁組のあつせんに係る養親希望者が児童の養育を開始したときは、その養育を開始した日から一月以内に、当該児童の居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
 (養子縁組の成立後の支援)

第三十三条 民間あつせん機関は、その行つた養子縁組の成立後において、養子となつた者、養親となつた者又は養子となつた者の実父若しくは実母を支援するため、その求めに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(指針)

第三十四条 民間あつせん機関は、その養子縁組のあつせんに係る児童について養親希望者又は養親となつた者(以下この条において「養親希望者等」という。)による養育が開始されるまでに、当該養親希望者等に対し、当該児童の心身の状況に関し、当該児童の養育に必要な情報として内閣府令で定めるものを提供しなければならない。

(報告及び検査)

第三十五条 民間あつせん機関及びその代理人、使用者その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしてはならない。民間あつせん機関及びその代理人、使用者その他の従業者でなく

なつた後においても同様とする。

第三十六条 民間あつせん機関は、事業所ごとに、当該事業所に係る養子縁組のあつせんに係

る業務を適正に実施するため、養子縁組あつせん責任者を選任しなければならない。

2 養子縁組あつせん責任者は、第八条第二号から第七号までに該当しない者であつて養子縁組あつせん事業に関する熱意及び能力を有し、かつ、社会福祉士その他の内閣府令で定める資格又は経験を有するものでなければならぬ。

第四章 雜則

第三十七条 内閣総理大臣は、民間あつせん機関が適切に養子縁組のあつせんに係る業務を行うために必要な指針を公表するものとする。

(指導及び助言)

第三十八条 都道府県知事は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、民間あつせん機関に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

(経過措置の命令への委任)

第三十九条 都道府県知事は、この法律を施行するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、民間あつせん機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

(報告及び検査)

第四十条 都道府県知事は、この法律を施行するためには改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

(内閣府令への委任)

第四十二条 この法律の規定に基づき政令又は内閣府令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は内閣府令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に適用するものとする。

(経過措置の命令への委任)

第四十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、内閣府令で定める。

(罰則)

第四十四条 次の各号のいづれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、内閣府令で定める。

(罰則)

第四十六条 次の各号のいづれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第四十七条 次の各号のいづれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第四十八条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)及び同法第二

に記載をして提出した者

とされている事務で政令で定めるものは、地方第六条第三項(第十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する申請書又は

第六条第二項(第十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十三条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者	四 第十八条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条若しくは第十九条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者
三 第十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	五 第十三条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者
六 第三十五条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者	八 第三十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
七 第三十六条第一項の規定に違反した者	九 第三十九条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
（施行期日）	十 四第七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 附則第四条第一項及び第六条の規定 公布の日 二 附則第三条の規定 公布の日から起算して一年九月を超えない範囲内において政令で定める日 三 第二十一条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日 （経過措置）	第二条 都道府県知事は、前項の規定による許可の申請があつた場合には、施行日前においても、第七条及び第八条の規定の例により、その許可を出すことができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日前において第六条第一項の許可を受けたものとみなす。
（施行期日）	第三条 都道府県知事は、前項の規定による許可の申請があつた場合には、施行日前においても、第七条及び第八条の規定の例により、その許可を出すことができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日前において第六条第一項の許可を受けたものとみなす。
（検討）	第四条 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんを受けた養子となつた者に対する当該養子縁組のあつせんに関する情報の開示等の制度の在り方については、この法律の公布後三年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。
（政令への委任）	第五条 この法律の施行の際現に養子縁組のあつせんを業として行つてゐる国、都道府県及び市町村以外の者であつて、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十九条第一項の規定による届出をしているものについては、この法律

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 附則第四条第一項及び第六条の規定 公布の日 二 附則第三条の規定 公布の日から起算して一年九月を超えない範囲内において政令で定める日 三 第二十一条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日 （経過措置）	第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 附則第五百九条の規定 公布の日 二 附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）	第二条 この法律の施行前にこの法律による改正規定に係る児童の保護等に関する法律（第二百七十七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんを業として行うこと））が施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の施行前に定める日から施行する。
（検討）	第三条 この法律の施行前にこの法律による改正規定に係る児童の保護等に関する法律（第二百七十七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんを業として行うこと））が施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の施行前に定める日から施行する。
（政令への委任）	第四条 この法律の施行前にこの法律による改正規定に係る児童の保護等に関する法律（第二百七十七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんを業として行うこと））が施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の施行前に定める日から施行する。

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 附則第五百九条の規定 公布の日 二 附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄	第一条 この法律は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の施行前に定める日から施行する。
（施行期日）	第二条 この法律の施行前にこの法律による改正規定に係る児童の保護等に関する法律（第二百七十七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんを業として行うこと））が施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の施行前に定める日から施行する。
（検討）	第三条 この法律の施行前にこの法律による改正規定に係る児童の保護等に関する法律（第二百七十七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんを業として行うこと））が施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の施行前に定める日から施行する。
（政令への委任）	第四条 この法律の施行前にこの法律による改正規定に係る児童の保護等に関する法律（第二百七十七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんを業として行うこと））が施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の施行前に定める日から施行する。

(政令への委任)
第九条

附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月二二日法律第七七号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
一 略
二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）